

<医師用>

登園許可書
<u>まこといしかわ保育園 園長殿</u>
<u>園児氏名</u>
(<u> 組</u>)
病名「 <u> </u> 」
年 <u> 月 日</u> （ <u> </u> ）から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、 登園可能と判断します。
<u>年 月 日</u>
<u>医療機関</u>

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが、一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団の園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

○医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
咽頭結膜熱（ブルー熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は6日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで